

介護福祉士・社会福祉士の資格取得をし、
介護・福祉の職場を目指す方へ学費をサポートします！！

福島県介護福祉士 修学資金等貸付制度 (2019年度)

この制度は、福祉・介護の現場で働く人材の確保・育成を目的として実施している修学資金の貸付事業です。就労状況によって、返還免除等の優遇を受けることができます。

貸付内容(裏面もご参考ください)

- ①学費について、修学期間にあわせて **月額5万円以内**
- ②さらに必要に応じて、**入学準備金20万円以内**
就職準備金20万円以内
- ③修学期間中及び福祉施設等に **全額無利子**
就労中の貸付利息は、

返還(貸付条件を守らない場合)

- ①貸付金は、**一括返還となります。**
- ②**福島県内で介護・福祉職として働けば全額免除(※)**

※免除には一定の要件があります

【実施機関・問い合わせ先】
社会福祉法人福島県社会福祉協議会
福祉サービス支援課
〒960-8141 福島市渡利字七社宮111
TEL:024-523-1256



詳細については裏面をご覧ください⇒

＜介護福祉士修学資金等貸付事業詳細＞

1. 目的

この制度は、介護福祉士指定養成施設等又は社会福祉士指定養成施設等を卒業し、介護福祉士又は社会福祉士の資格を取得し、福島県内において、介護福祉士及び社会福祉士としての業務に従事しようとする方に対し、その養成と確保に資することを目的としています。

2. 貸付対象者

介護福祉士、社会福祉士養成施設を卒業後、福島県内において介護福祉士、または社会福祉士の国家試験を受験し資格取得した後、介護・相談援助業務等に従事しようとする方。

3. 申請方法

募集期間内に在学する養成施設等を通じて、本会へお申込みください。

4. 貸付額(上限額)

- ①修学金 月額 5万円以内 ②入学準備金 20万円以内
- ③就職準備金 20万円以内
- ④国家試験受験対策費用(介護福祉士のみ) 4万円以内
- ⑤生活費(生活保護受給世帯や非課税世帯等)

5. 貸付期間

養成施設に在学する正規の修学期間

6. 貸付利子

修学期間中又は福祉施設等で介護福祉士又は社会福祉士として就労期間中は全額無利子。ただし、返還が開始され、定められた日までに返還されない場合は、返還すべき額につき年5パーセントの延滞利子を返還金と合わせて納入していただきます。

7. 貸付金の返還

- (1)停学や退学、卒業後、福島県内の福祉施設等に就職できない場合及び資格取得ができなかった場合は、定められた期日までに「一括返還」となります。
- (2)要件に合致した場合のみ最長5年以内(貸付額により決定)の月賦により返還いただきます。ただし、以下の要件を満たす方については免除となります。
 - ◎福島県内において介護福祉士、又は社会福祉士として定められた介護・相談援助等の業務に5年間以上従事した場合

【問い合わせ先】福島県社会福祉協議会 福祉サービス支援課 TEL 024-523-1256

HP <http://www.fukushimakenshakyo.or.jp/>